



今月のことば

monthly word

## エジソンと発明

日本弁理士会 副会長

粕川 敏夫

昨年12月、米国特許実務の先駆者であり、偉大な功績を残されたヘンリー幸田先生が急逝されました。先生は「米国特許法逐条解説」をはじめ、多くの著書を残され、また法科大学院で教授を務めるなど、国内外にわたって精力的に活動を行っておられただけに、大変残念であり、今でもそのお元気な頃のお姿を思い出します。

先生とは、8年ほど前に米国の特許訴訟の事件でご相談させていただいて以来のお付き合いでした。ロサンゼルスオフィスにお伺いし、仕事の話をするだけでなく、そのあと夕食にお誘いいただき奥様と一緒に食事をしていただいたこともありました。先生には公私にわたり大変お世話になりました。

ヘンリー幸田先生は、法律家、実務家としての面だけでなく、エジソンの発明品の蒐集家としても、スミソニアン博物館について世界4位のコレクションをお持ちで有名でした。エジソンに関する著書も執筆されています。

東京オフィスにお伺いすると、エジソンの発明品コレクションの部屋があり、そこには、写真でしか見たことのないエジソンの蓄音機や電球、トースター、電話機などが所狭しと置いてありました。

私が最初に東京のオフィスに訪問させていただいたとき、たまたま秘書の方が不在で、ご自身でコーヒーを入れてくださいました。そのコーヒーは、実は先生のコレクションのエジソンの発明品のコーヒーメーカーで入れてくださったもので、大変びっくりしました。それだけでなく、その場で実際に蓄音機の音を生で聞かせていただいたり、有名な京都の竹のフィラメントの電球の光も見せていただきました。蓄音機のとても柔らかで情緒ある音色と、電球のやさしく綺麗な光は、私にとっても驚きと興奮の連続であったことを今で

も覚えています。

先生が遺された言葉で、「人は新しいものを見ると驚く。驚きが継続すると情熱になる。情熱が継続すると人は120%の力を発揮する。人が120%の力を発揮すると世の中を変えることができる。」という言葉が非常に印象的に残っています。

先生は貴重なコレクションを単に見せるだけでなく、大切なお客様に実際に体験してもらうことを心がけておっしゃっていました。エジソンの発明品を見て体験した方は一様に興奮と、情熱を呼び起こされていたのだと思います。

エジソンは、生涯で1300を超える発明をしています。なぜエジソンは発明をしたのか？それはもちろん研究を続けるためのお金を得るという経済的な面もありました。特許を守るためには、訴訟も辞さないという強い面があり、訴訟王ともいわれたこともありました。しかし、それ以上に、自身の飽くなき探究心と、当時これからくるであろう「電気が人々の生活を変える」というエジソンの夢を形にしたのだと思います。

我々弁理士がやっている知的財産の仕事は、このような新しいアイデアが人々の生活をどのように変えられるのか、そのアイデアを知財という形にして、企業や発明者の夢の実現を応援する仕事でもあると思います。先生のお言葉は、まさに私たち知的財産の専門家として、忘れてはならないものだと思っています。

エジソンは単に新しい技術を提供したのではなく、電気を使った新しいライフスタイルと、人々の夢を提案していたのだと思います。このような考えは、いまでも一緒だと思います。最近のことで言えば、アメリカのアップルがあります。創業者であるスティーブ・ジョブズも、単に新しい技術を提供するだけではなく、デザインや、コンセプ

トを通じて人々にスマートフォンを使った新しいライフスタイルという夢を提供することが、次のイノベーションを生み出す原動力になったのだと思います。

ここで、日本とアメリカの発明に対する考えの違いについて実感したことがあります。私は、一度アメリカで特許出願について米国で発明者と一緒にインタビューに参加したことがあります。その時、審査官の部屋に通され、同行した発明者・代理人が発明の内容を説明しました。私は、英語は苦手なのですが、日本からはるばる来て、下手なたどたどしい英語で説明した方が審査官に一生懸命さが伝わり印象が良いということで恥づかしながら少し話をしました。全員の説明が終わると、審査官はその場で端末をたたいて簡単な調査をしてくれました。そして第一声が「君たちに良いニュースがあるよ。今の時点では、君たちの出願日の前の先行文献は発見されなかった。君たちは、この技術をずっと研究してきたんだね。」ということを言われました。私は、審査官の発明や発明者に対する尊敬の態度に大変驚きました。これまで、誰からもそのような言葉は聞いたことが無かったからです。拒絶理由がないから特許にするのではなく、この技術をずっと研究し、その成果である発明が素晴らしいから特許にするのだ、という姿勢が感じられたのです。

発明という新しいことを創造することは、人の根本的な喜びの一つだと思います。今日よりも明日が素晴らしい一日であるように色々とアイデアをめぐらせ、それが他人に認められることで喜びとなり、さらにより良いアイデアを生み出す。これを制度としたのが知財制度だと思います。発明者のアイデアを特許という形で認めることで、発明者に他人から認められた喜びを与え、さらにより良いアイデアが生まれることで、社会全体のイノ

ベーションが図れるのだと思います。

エジソンも子供のころは、先生を質問せめにするなど、学校になじめず、学校を追い出されてしまうほどでしたが、それを母親が認めることで大いに成長し、大発明家となって世界を変えているのです。

今の日本にも、日本でされた発明を大いに認め、次の創造の喜びを創り出さなければならないと思います。発明がされ、特許出願がされ、特許として認められることが、発明者にとっては他人から認められた喜びになるのだと思います。量から質への転換で出願件数が減少することは必ずしも悪いことではないのかもしれませんが、知的財産制度が、少なくともこの創造の喜びを感じられないような制度にはしてはいけないのだと思います。

今年は、日本で知的財産制度ができて130年にあたります。この間、日本の知財制度は、海外からの優れた発明品に驚き、それに触発された日本の発明者の感動と情熱が、日本の経済発展の原動力となってきたことは言うまでもないことです。この発明者の驚きと感動を引き出し、知的財産という形にするのが、まさに我々弁理士の使命だと改めて実感しています。

昨年弁理士法の一部が改正され、弁理士の使命条項も明記され、今年度施行されました。

現在、日本の特許出願件数は年々減少してきており、米国だけでなく、中国にも抜かれ元気の無い状態が続いています。

もう一度先生のお言葉を思い起こし、日本弁理士会執行部の一員として一步一步がんばって行きたいと思います。

以上